

資料編

1 市の概況.....	資- 2
(1) 人口の推移.....	資- 2
(2) 市街化区域・市街化調整区域.....	資- 2
(3) 人口集中地区.....	資- 3
2 みどりの現状.....	資- 4
(1) 緑地の現状.....	資- 4
(2) 公園の現状.....	資- 6
(3) 農地の現状.....	資- 7
(4) 河川の現状.....	資- 8
(5) その他のみどりの現状.....	資- 9
3 みどりに関する市民意見.....	資- 11
(1) 市民意識.....	資- 11
(2) 子育て世代の意識.....	資- 21
(3) 活動している市民の意識.....	資- 22
(4) パブリックコメント.....	資- 23
4 みどりの基本計画の改定過程.....	資- 24
5 用語集.....	資- 29

1 市の概況

(1) 人口の推移

八王子市の人口は、国勢調査において、昭和40年に207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発などにより人口が急増し、平成22年には580,053人、平成27年では577,513人となりました。

生産年齢人口は平成17年をピークに減少しています。また、年少人口（15歳未満）は、昭和55年をピークに平成7年まで減少が続き、それ以降は、ほぼ横ばいとなっています。老年人口（65歳以上）は、人口及び割合がともに年々増加しており、平成27年には割合が25.0%まで上昇しました。

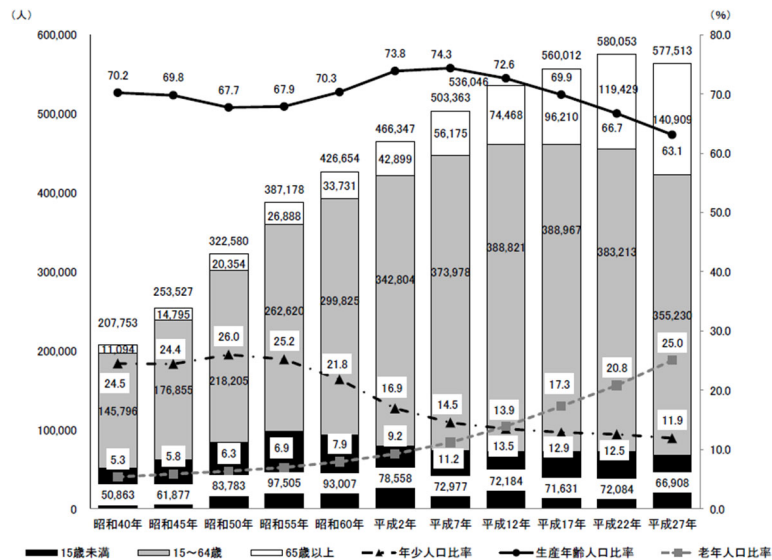


図. 人口の推移（平成 30 年 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(2) 市街化区域・市街化調整区域

八王子市は、市内全域が、都市計画区域に指定されています。市街化区域の面積は 8,150.5 ha（43.7%）、市街化調整区域は 10,480.5ha（56.3%）となっています（東京都告示第 221 号平成 30 年 2 月）。

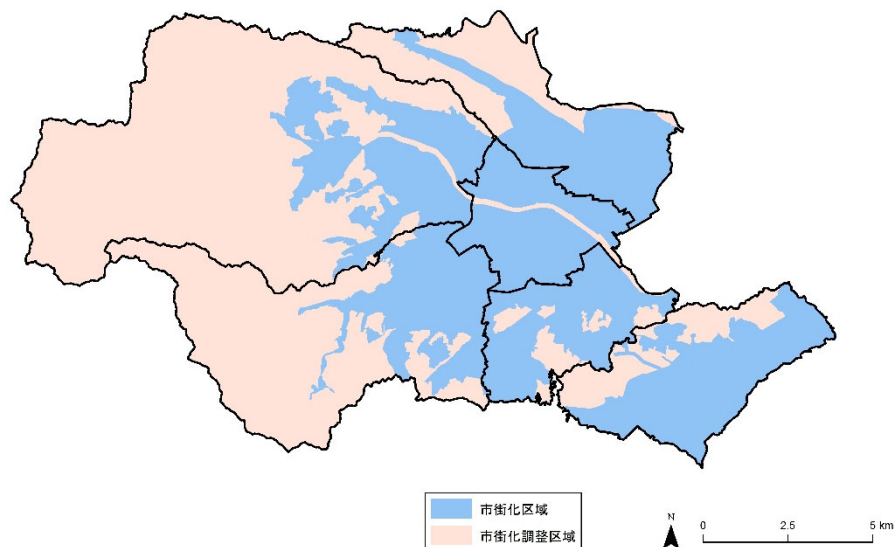


図. 市街化区域、市街化調整区域の区分け（平成 30 年 国土数値情報）



(3) 人口集中地区

八王子市の人口集中地区（DID：国勢調査をもとに原則、人口密度が 4,000 人/㎢以上の基本単位区が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上となる地区）は、周辺市街地、都市開発などにより、増加してきました。

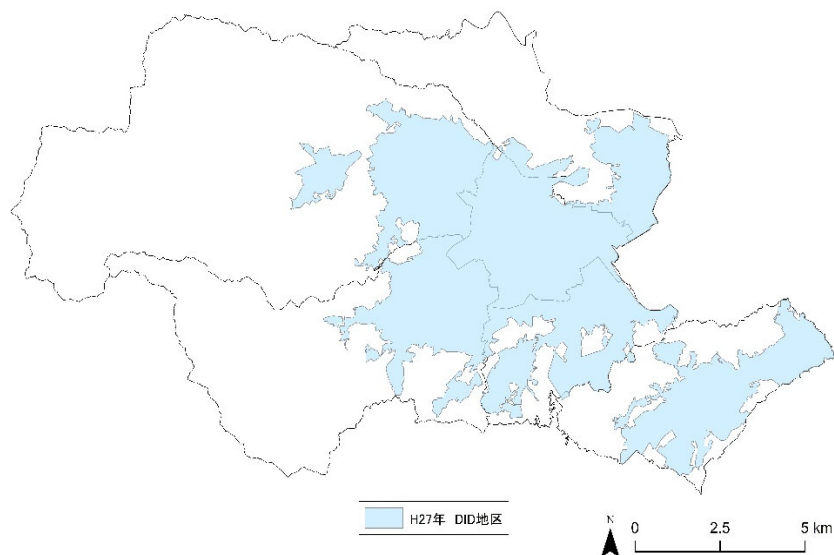


図. 人口集中地区（平成 27 年 国土数値情報）



2 みどりの現状

(1) 緑地の現状

① 土地利用とみどり

平成 29 年東京都土地利用現況調査によると、市域面積のうち森林・原野が 49.2%、農用地が 4.4%、公園が 5%、水面が 1.1%を占めていました。

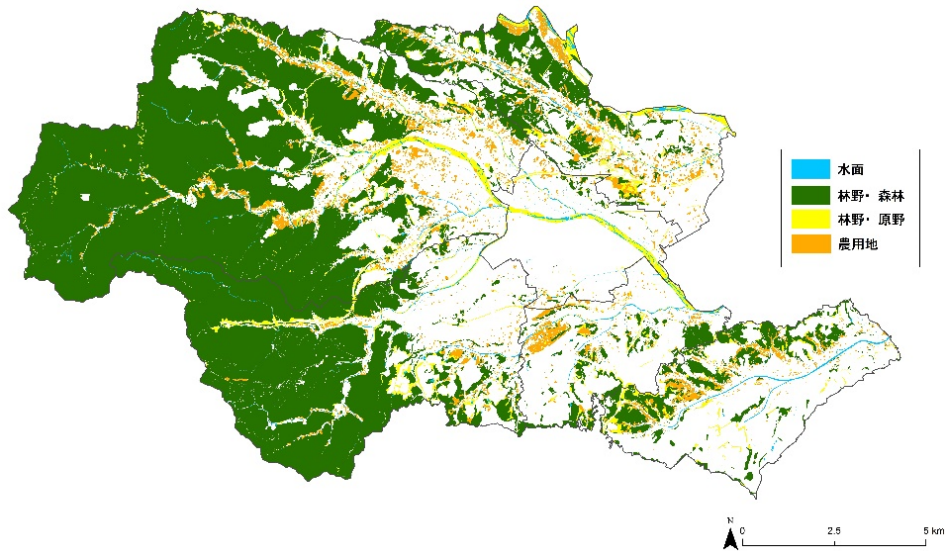


図. 平成 29 年 東京都土地利用現況調査

東京都土地利用現況調査において、土地利用が「森林」に分類される割合は、近年緩やかな減少傾向を示しており、平成 29 年度調査結果では 45.8%になりました。

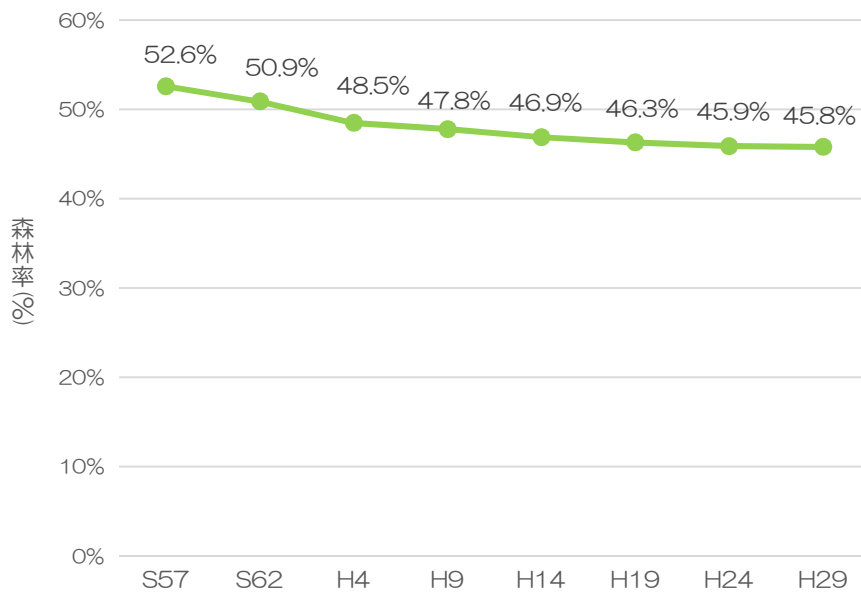


図. 森林率の推移（東京都土地利用現況調査結果より作成）



② 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林（林地）、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。平成 29 年調査では市域全体で 58.4%でした。

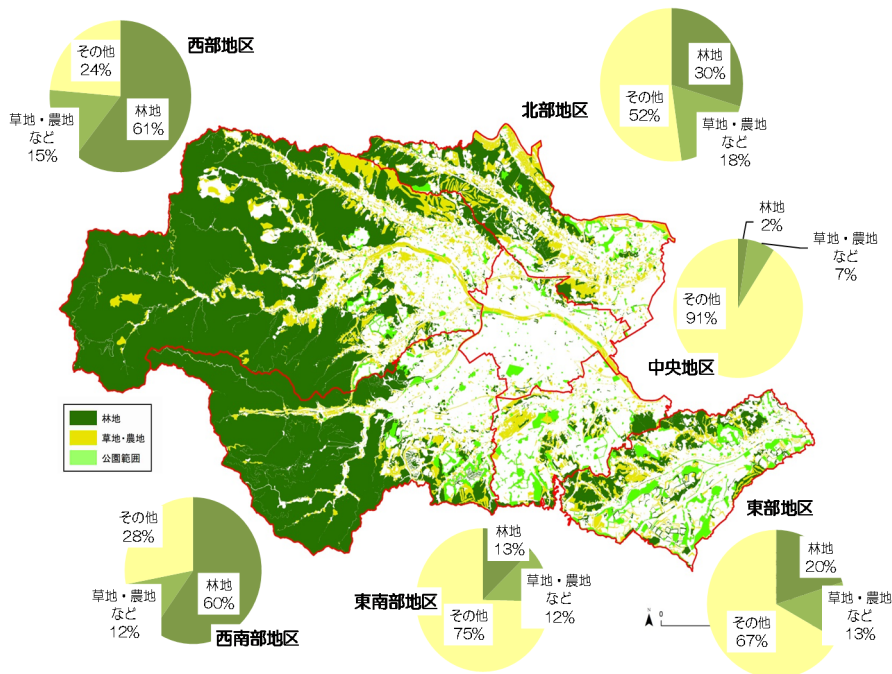


図. 平成 29 年緑被率調査結果

※グラフは小数点処理をしています。

③ みどり率

みどり率は、緑被率に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の樹林や草地などの緑で覆われていない面積」を加えて算出します。東京都環境局が東京都本土部を対象に、5年に1度調査を行っています。平成 30 年度調査からは、より高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を用いた手法を採用しています。

なお、本計画のみどり率は東京都のみどり率調査結果を用いて、市独自で集計したものを掲載しています。

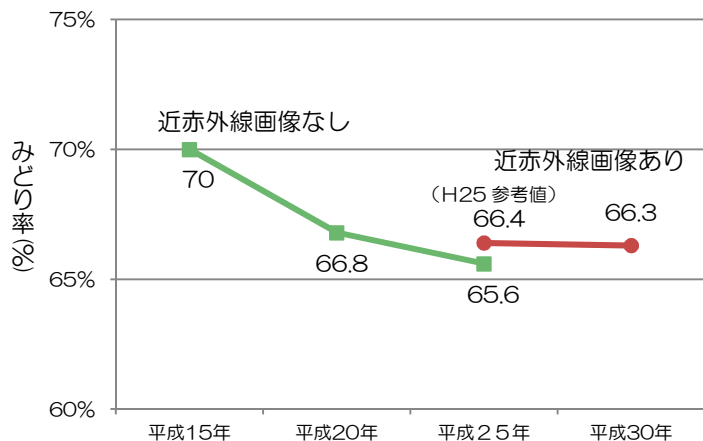


図. みどり率の推移 (東京都みどり率調査より市独自集計)

表. 平成 30 年度みどり率内訳

	面積 (ha)	市域に占める割合 (%)
樹林地	9,680.5ha	51.9%
原野・草原	948.1ha	5.1%
農用地	823.0ha	4.4%
公園・緑地	703.8ha	3.8%
水面	206.4ha	1.1%

(2) 公園の現状

① 公園の充足率

平成 15 年に住区基幹公園における誘致距離は廃止されましたが、「都市公園法運用指針(第 4 版)」(平成 30 年 3 月)には参考として従来の一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離として、街区公園が 250m、近隣公園が 500m、地区公園が 1 kmと示されています。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域と誘致圏を重ね合わせることで、現在の八王子市の公園の配置の状況を把握することができます。

八王子市立の都市公園を対象にした充足率は 84.0%ですが、都立公園を含めると 89.6%になります。

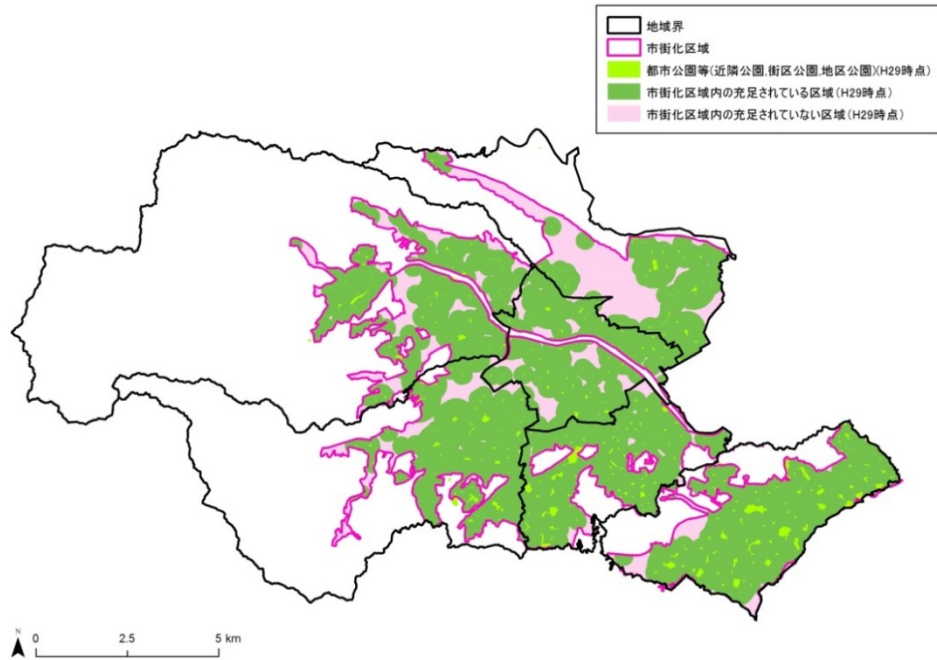
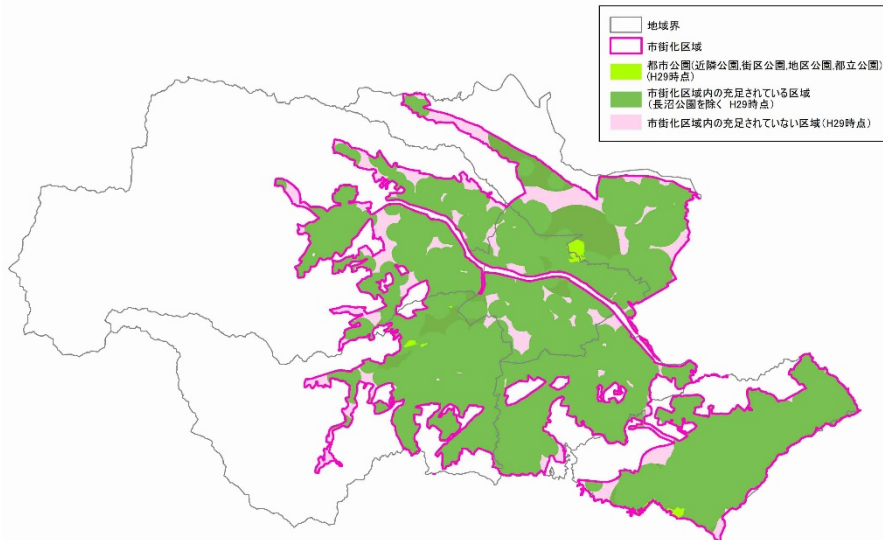


図. 平成 29 年 公園充足率調査結果

【参考】東京都立の都市公園を含む公園充足率調査



(3) 農地の現状

① 生産緑地地区の指定状況

生産緑地地区は、都市計画法に基づく地域区域の一つで、農林業との調整を図りつつ、市街化区域内の良好な都市環境の形成を図るため指定されます。現在、1,047地区、約230.65haを指定しています（平成30年11月20日八王子市告示第316号）。

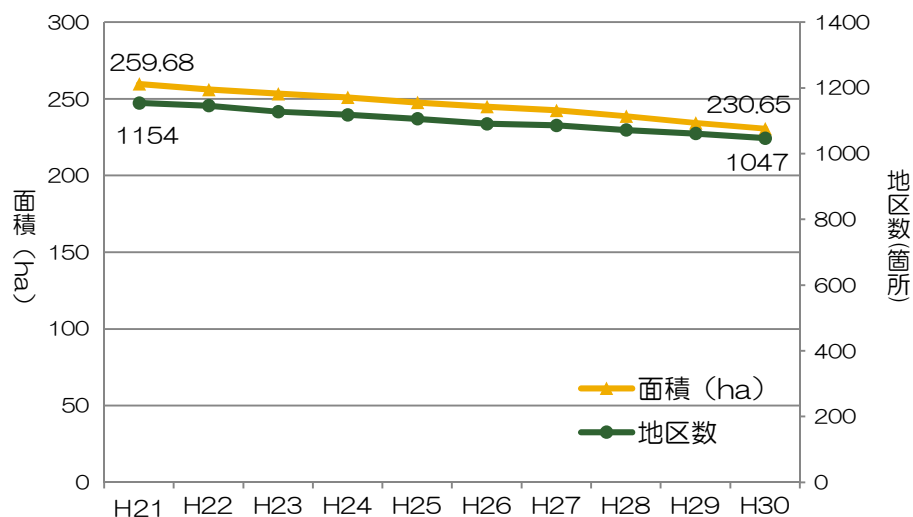


図. 生産緑地地区の面積及び地区数の推移（八王子市データより作成）

② 農業振興地域の指定状況

「農業振興地域」は、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。八王子市では、市街化調整区域内に4,045haが指定されています。

「農用地区域」は、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地など農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。八王子市では98.5haが指定されています。

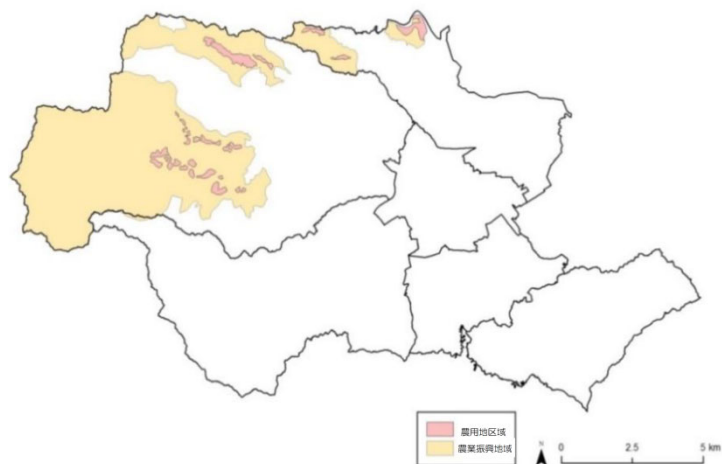


図. 農業振興地域及び農用地区域の指定場所（平成27年国土数値情報）



(5) その他のみどりの現状

① 自然公園

市内には、高尾山を中心とする「明治の森高尾国定公園」の他に、「都立高尾陣場自然公園」、「都立秋川丘陵自然公園」、「都立滝山自然公園」、「都立多摩丘陵自然公園」の4つの都立自然公園があります。



図. 自然公園指定区域（平成27年 国土数値情報）

② 保安林

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特に重要な働きをしている森林を指定するものです。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。市内には西部や西南部地域の山地で保安林に指定される森林が多く存在します。

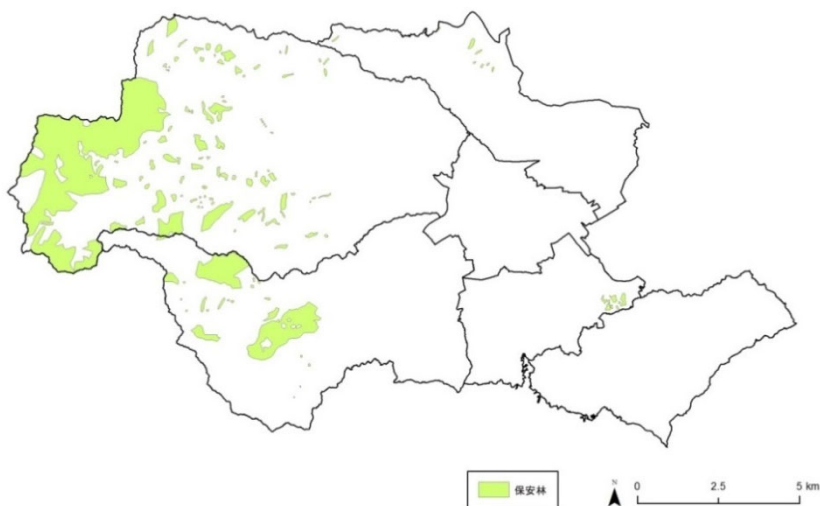
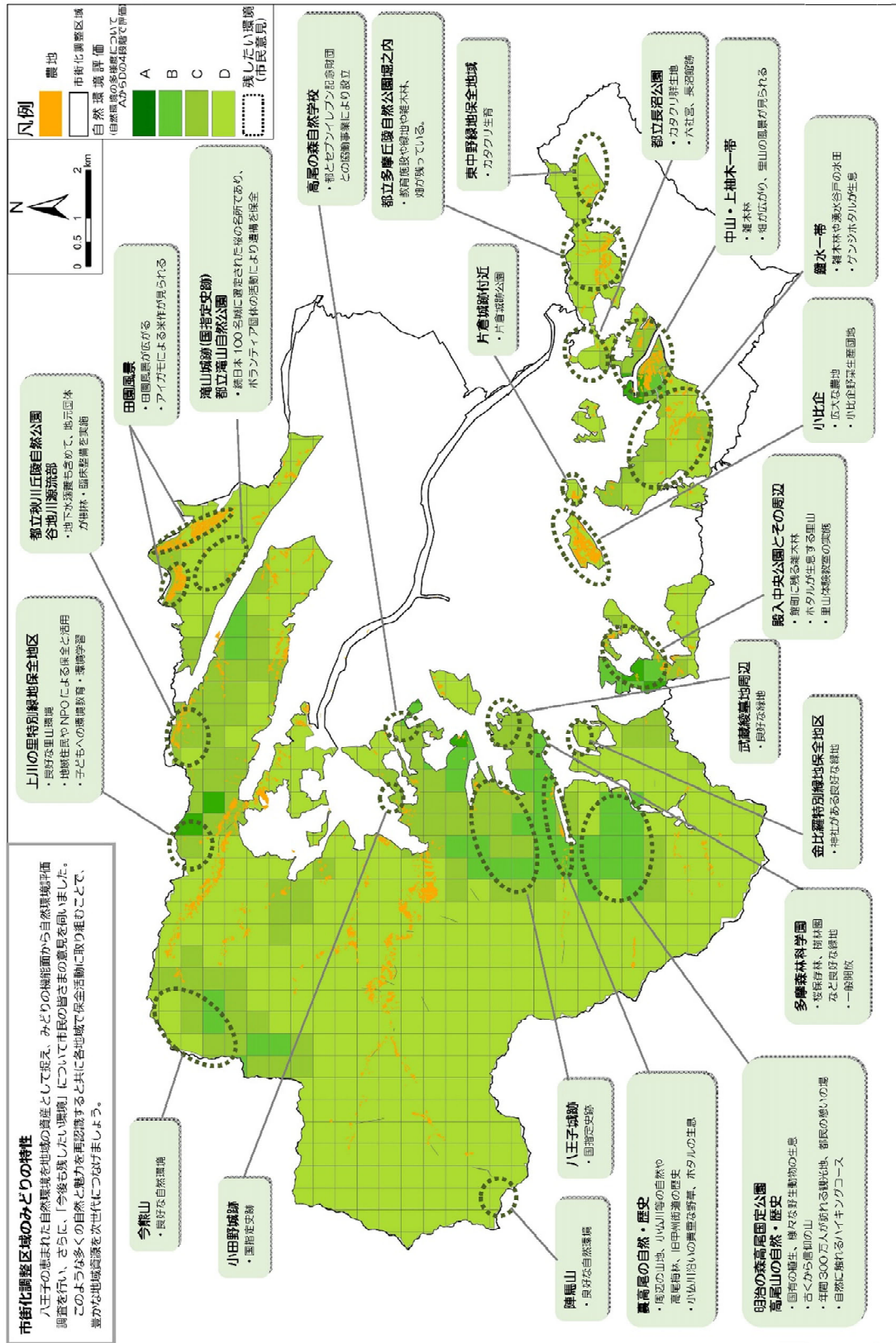


図. 保安林指定区域（平成27年 国土数値情報）

③ 市街化調整区域のみどりの特性



3 みどりに関する市民意見

(1) 市民意識

「八王子のみどりと公園に関する意識調査」

1. 調査概要

調査対象：八王子市内在住の満18歳以上～70歳代まで男女

調査期間：平成31年（2019年）3月13日～3月27日

対象者数：2,000人

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収（自記式・無記名）

回収結果：809人（回収率：40.45%）

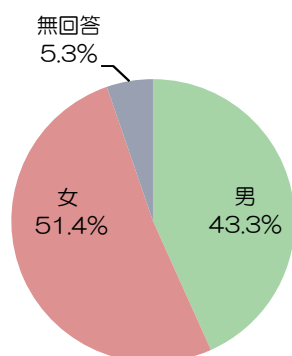
2. 調査結果

※小数点以下の処理により、合計が100%にならない場合があります。

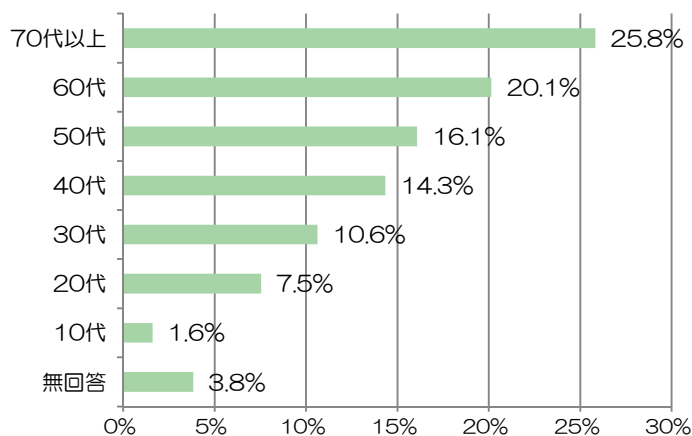
ア. 属性

問1：性別	問2：年齢	問3：居住地域	問4：居住年数
問5：町会、自治会などの参加有無	問6：就業状況	問7：子どもの有無	

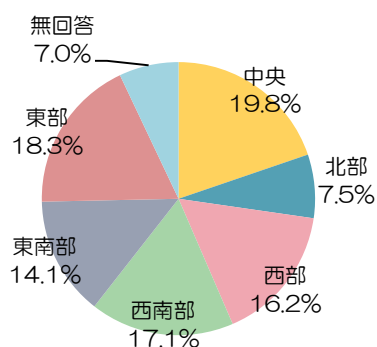
問1：性別



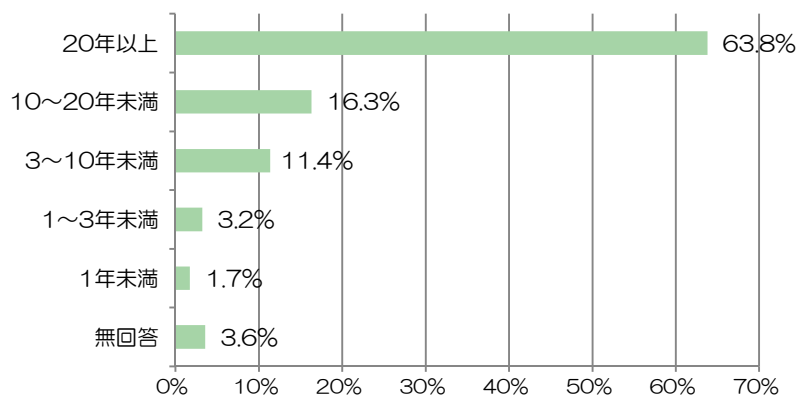
問2：年齢



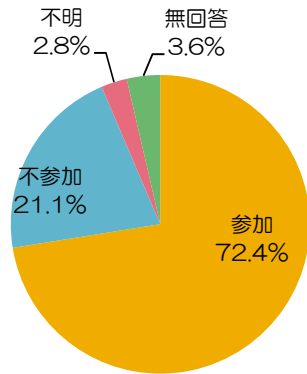
問3：居住地域



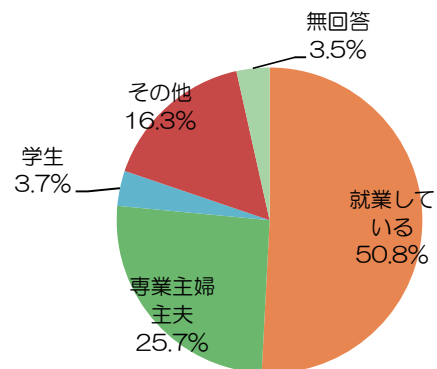
問4：居住年数



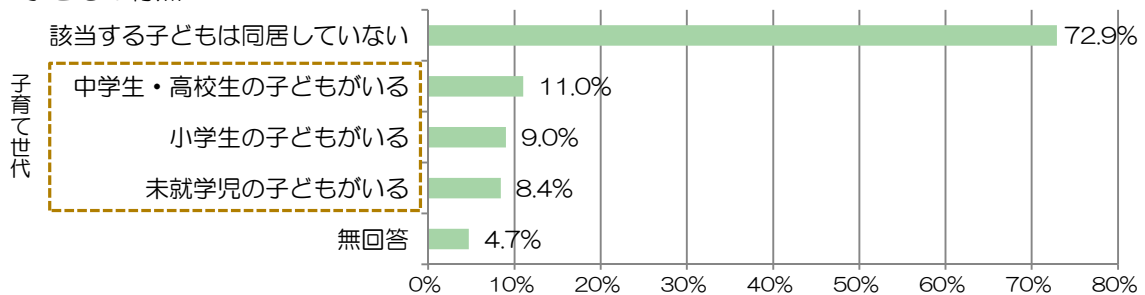
問 5：町会、自治会、管理組合の参加有無



問 6：職業状況

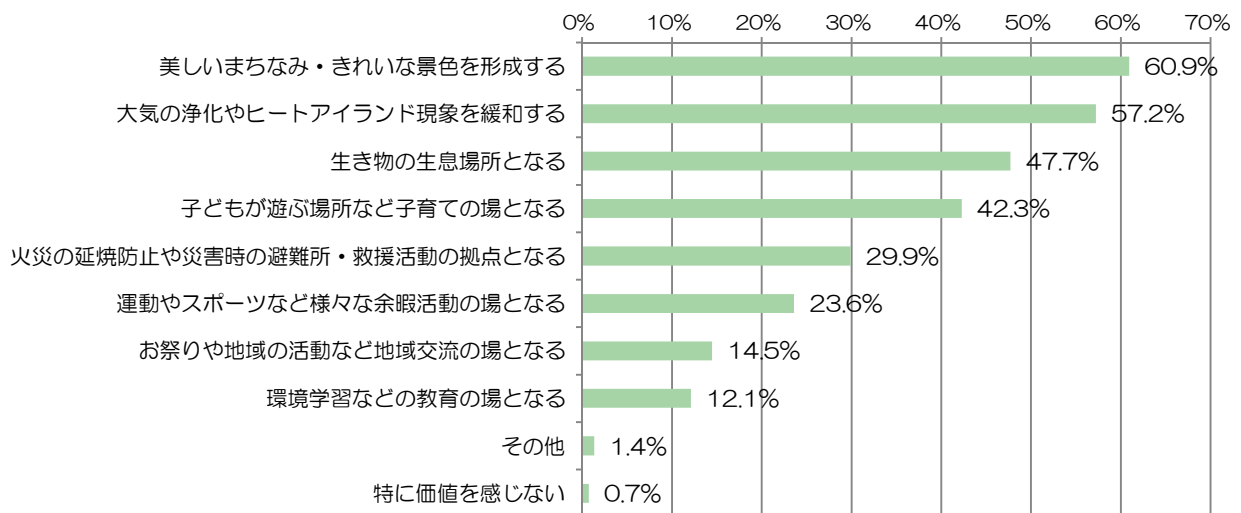


問 7：子どもの有無



イ. みどりに関する調査

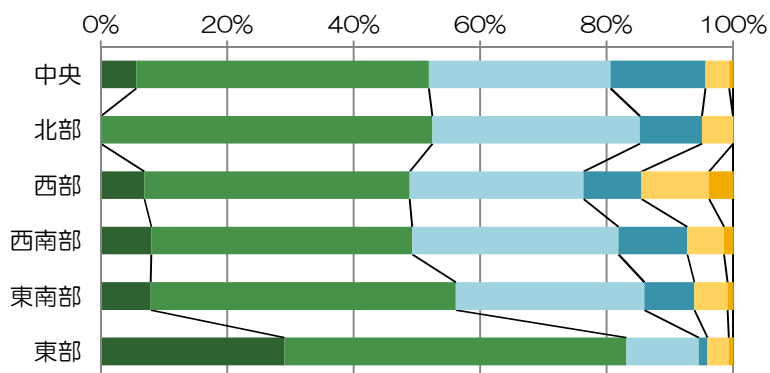
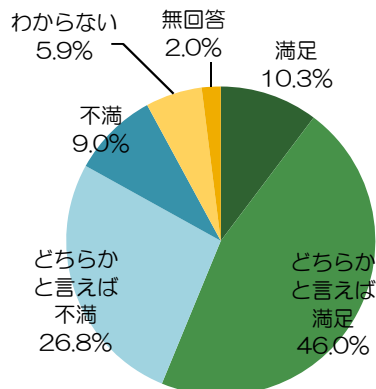
M1：みどりは以下の役割（機能）があるとされているが、あなたは市内のみどりについてどのようなことが大切だと思うか（選択は3つまで）



みどりに対し、「美しいまちなみやきれいな景色を形成」や「大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和」などみどりが持つ直接的な機能への回答が最も多くなりました。
また、地域別集計でも同様の傾向となりましたが、子育て世代では、「子どもの遊び場や子育ての場」への役割が最も多く（64.1%）回答されました。

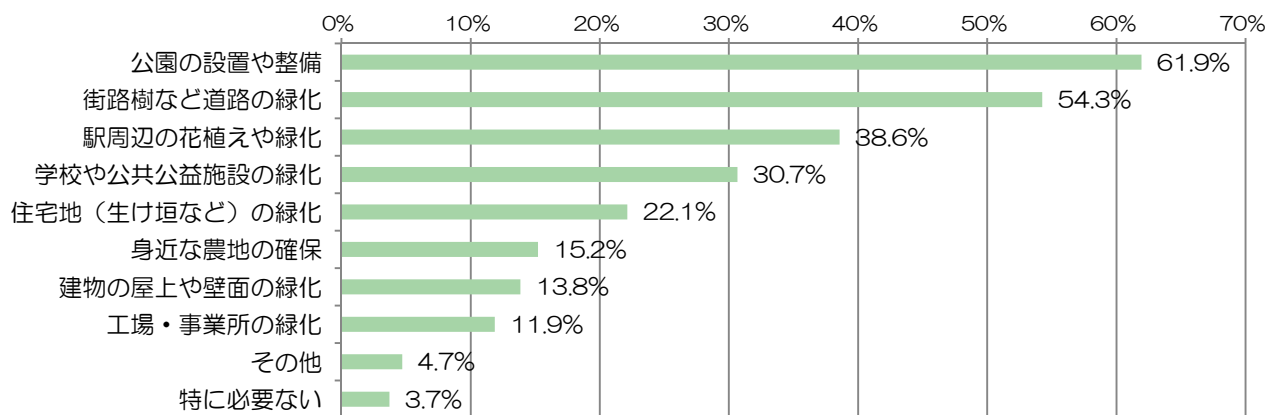


M2：まちなか（駅周辺、住宅街など）のみどりについて満足していますか（1つ選択）

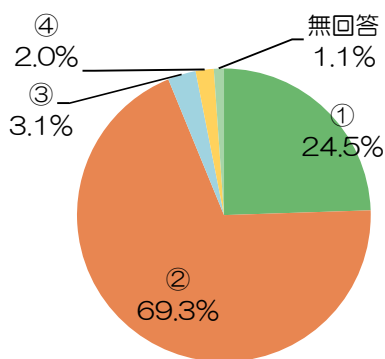


地域別集計では、東部地域で満足、どちらかと言えば満足の回答が80%以上となりました。

M3：満足度を高めるためにどのようなことに力を入れて取り組むべきだと思うか（選択は3つまで）

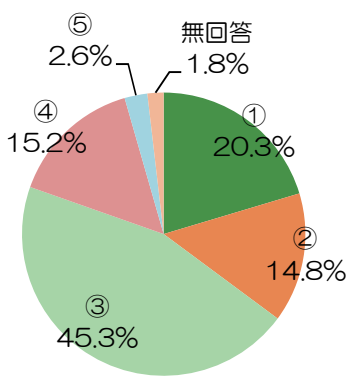


M4：みどりの保全と開発との調和について、最も近い考えはどれか（1つ選択）



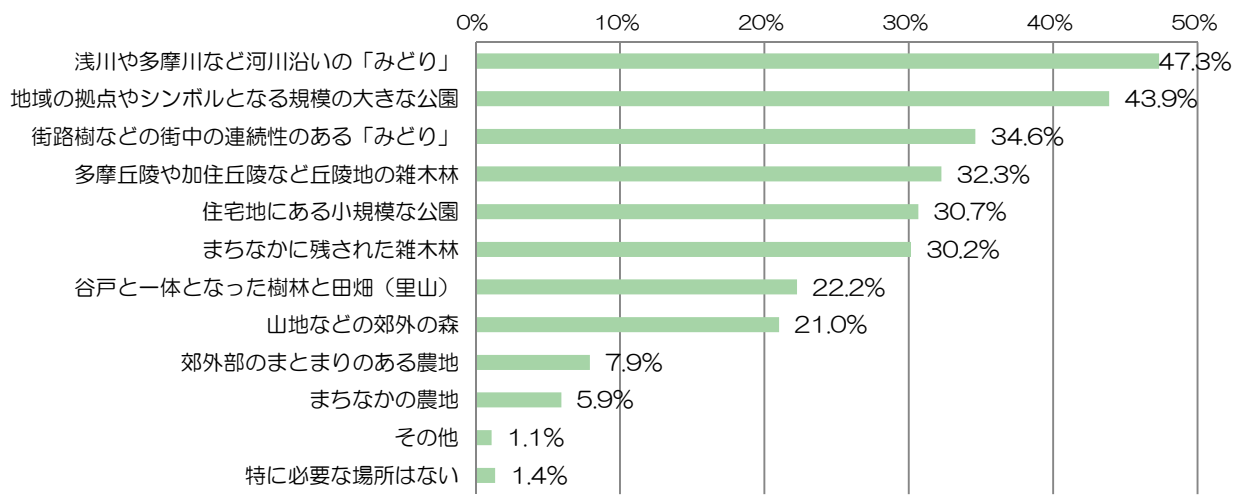
- 選択肢
- ① これ以上の開発は不必要であり、「みどり」を保全していくべきである
 - ② 開発はやむを得ないが、保全や緑化の取り組みによって可能な限り「みどり」を確保すべき
 - ③ 開発は必要であり、「みどり」が減ることはいたしかたない
 - ④ わからない

M5：現在の市において、緑地の多くは個人の所有地となっている。
 民有地のみどりを保全する方法として、最も近い考えはどれか（1つ選択）



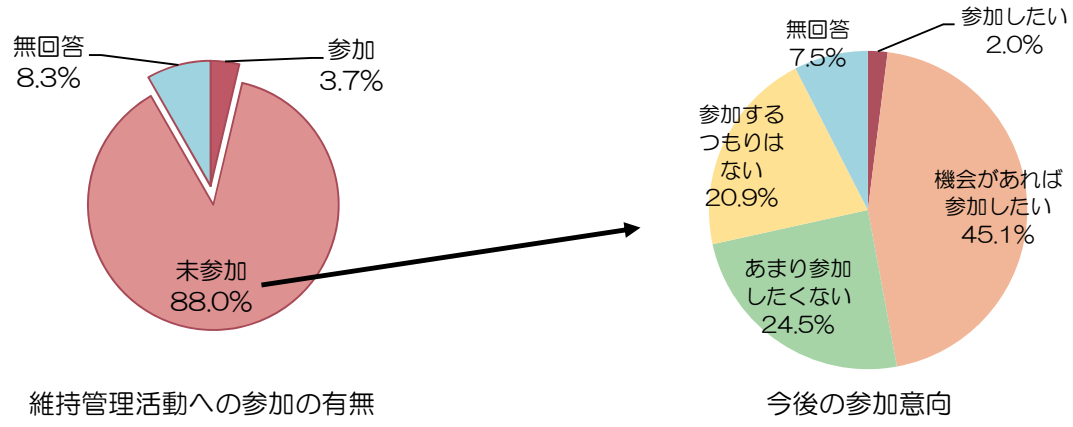
- 選択肢
- ① 個人の土地であっても法律や条例で土地利用を規制し、開発行為を制限する。
 - ② 行政（税金）で土地を買い取って保全する
 - ③ 所有者に対して緑地の保全についての補助金などの支援をする
 - ④ 個人の土地なので、保全するのも開発するのも個人の意思に任せる
 - ⑤ その他

M6：今後の市で特に保全や維持管理が重要だと考えるみどりについて最も近い考えは（選択は3つまで）

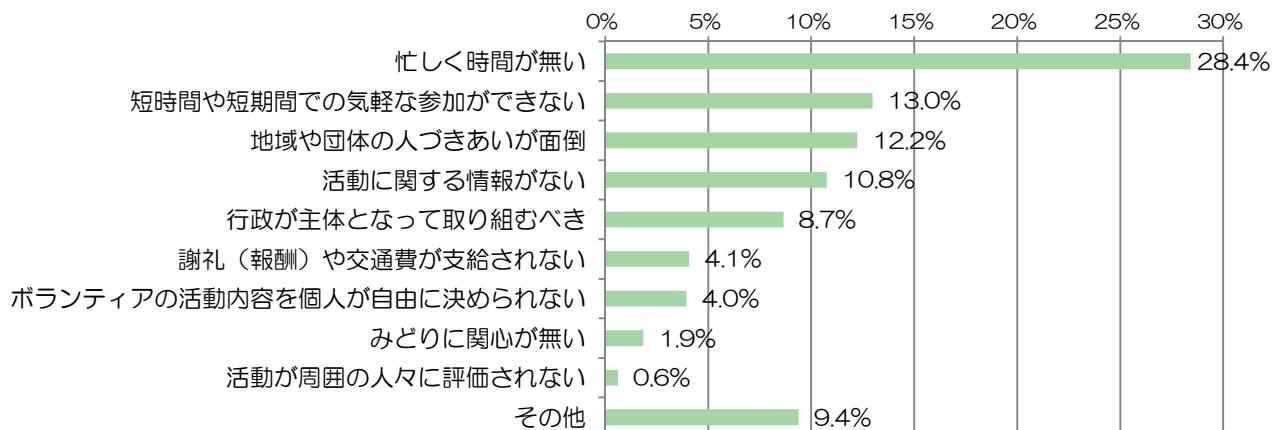


東部・東南部地域及び子育て世代では「規模の大きな公園」との回答が最も多くなりました。

M7：現在、ボランティア活動などのみどりに関する維持管理活動に参加しているか（1つ選択）
 また現在参加されていない方は、今後参加したいか（1つ選択）

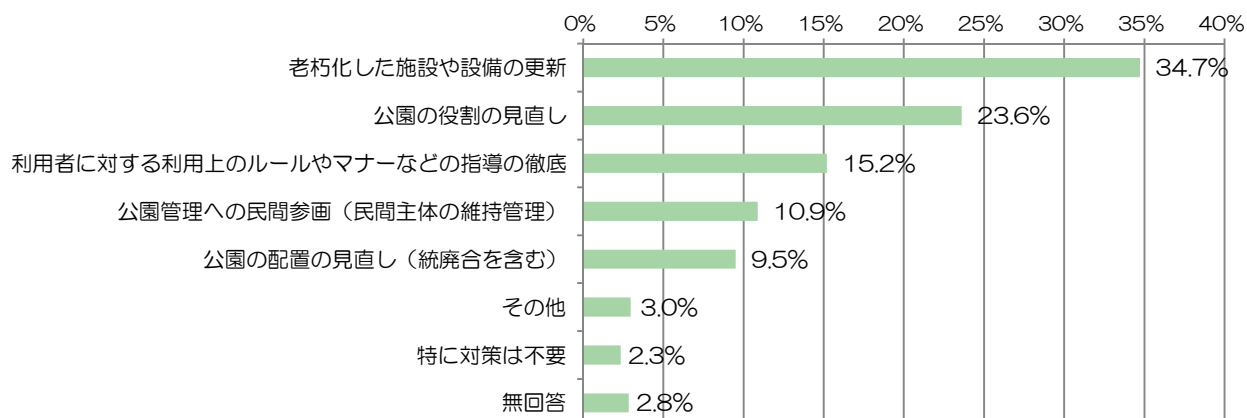


M8：M7で「あまり参加したくない」「参加するつもりはない」を選んだ理由（選択は3つまで）



維持管理などのボランティアへの参加意向が無い理由について、「忙しく時間が無い」との回答が最も多くなりました。なお、「その他」の理由は「身体の不調」との回答が最も多い結果でした。

M9：市内には大小約900の公園があります。今後、公園を適正に維持・管理し、有効に活用していくために必要だと思うこと（1つ選択）



M10：公園についてどれくらい利用しているか（公園ごとに1つ選択）

定義

大規模な公園

休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のさまざまな目的で利用することを目的とした規模の大きな公園。

（富士森公園、戸吹スポーツ公園、大塚公園、上柚木公園、長池公園）

地域の中規模な公園

主に、家から歩いて10～20分程度の距離、あるいは近隣（小学校学区程度の範囲）にある中規模の公園。

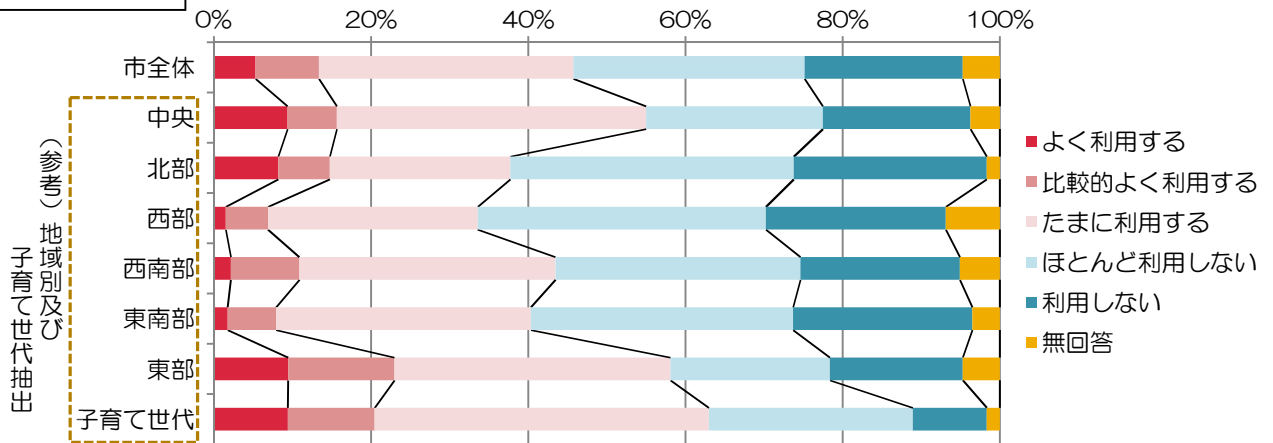
（富士見台公園、殿入中央公園、片倉つどいの森公園、高倉公園、北野公園、別所公園、久保山公園など）

身近な小さい公園

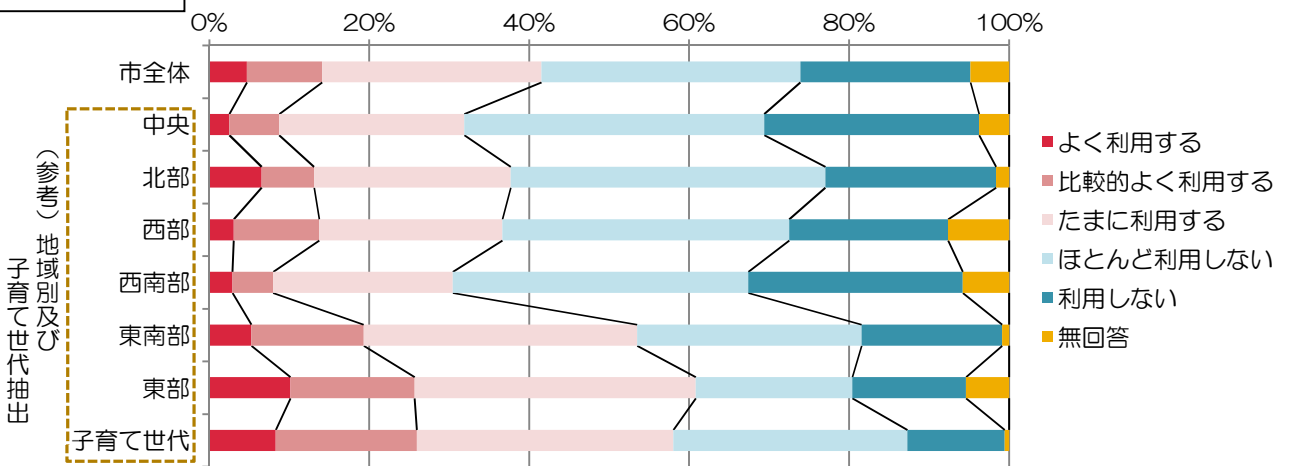
地域の中規模な公園よりさらに小さい、家の近所にある公園（駒木野公園、明神公園、打越小ザス公園など）



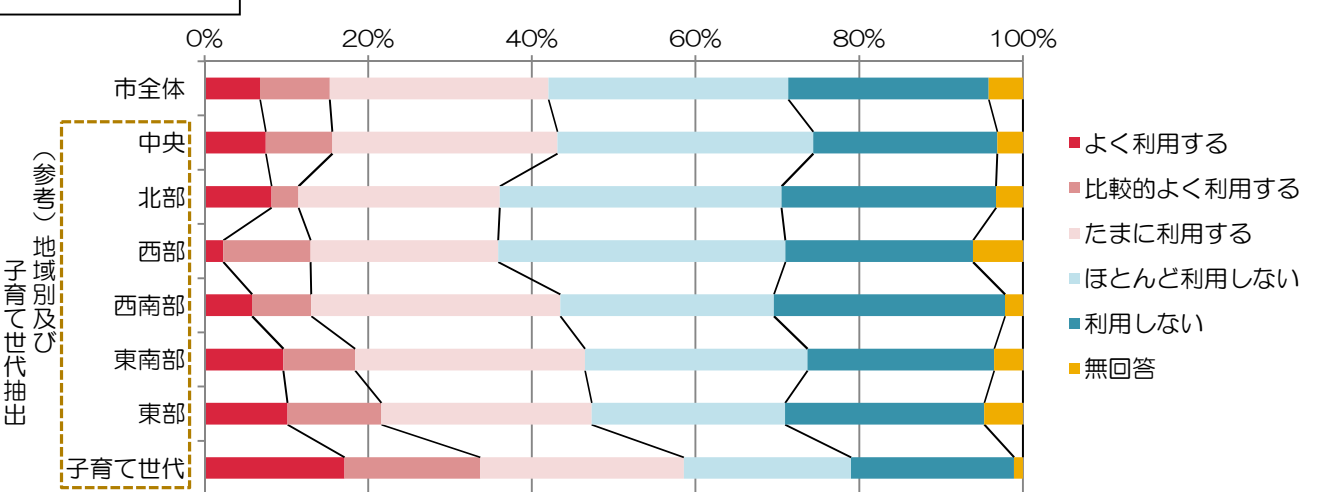
大規模な公園



中規模な公園

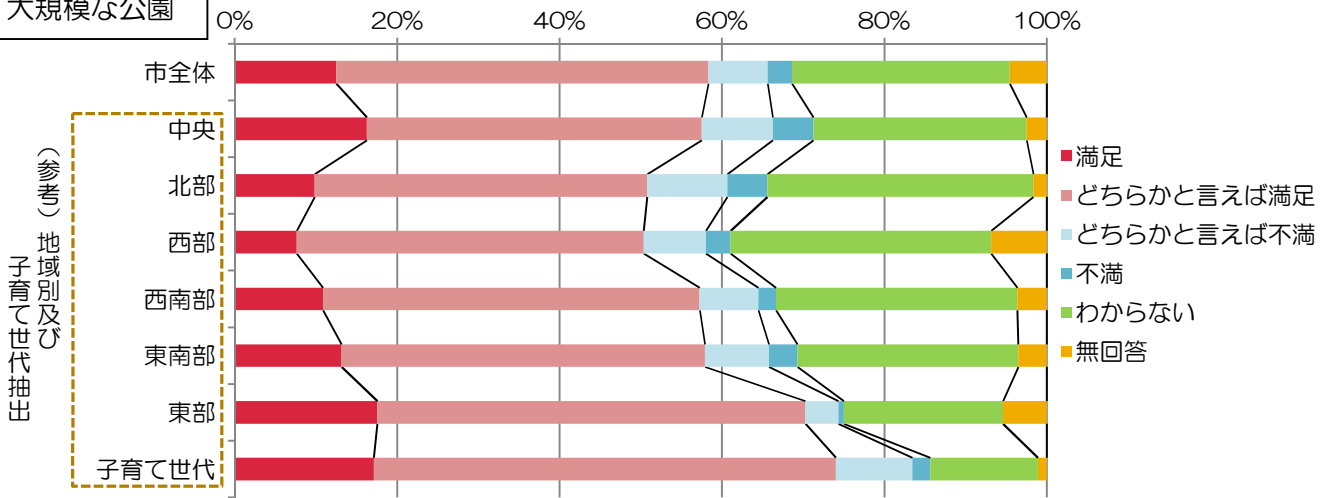


身近な小さな公園

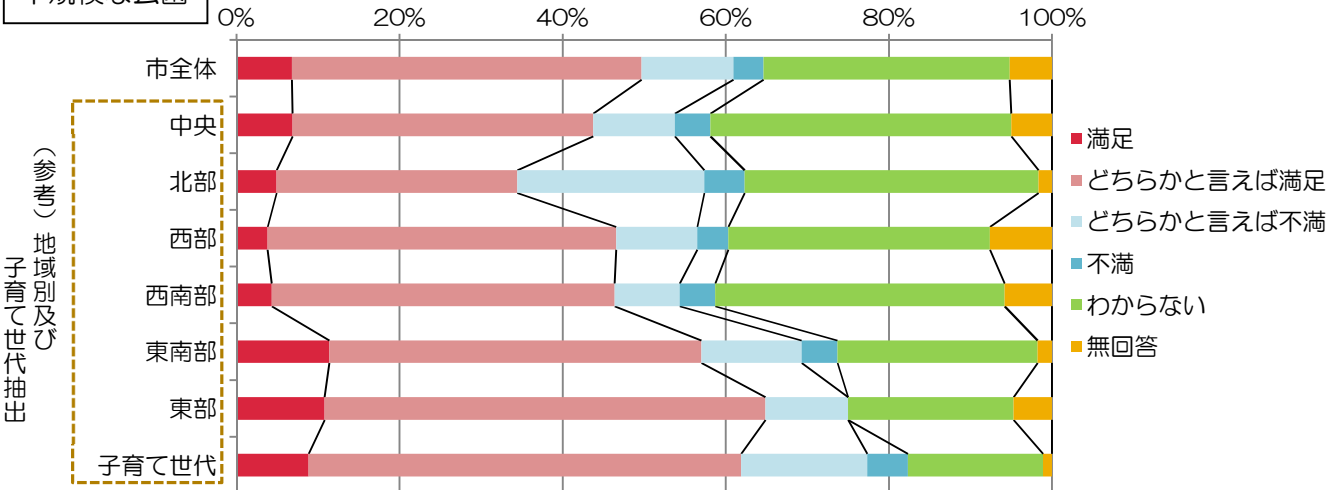


M11：公園の満足度について、最も近い考えは（公園ごとに1つ選択）

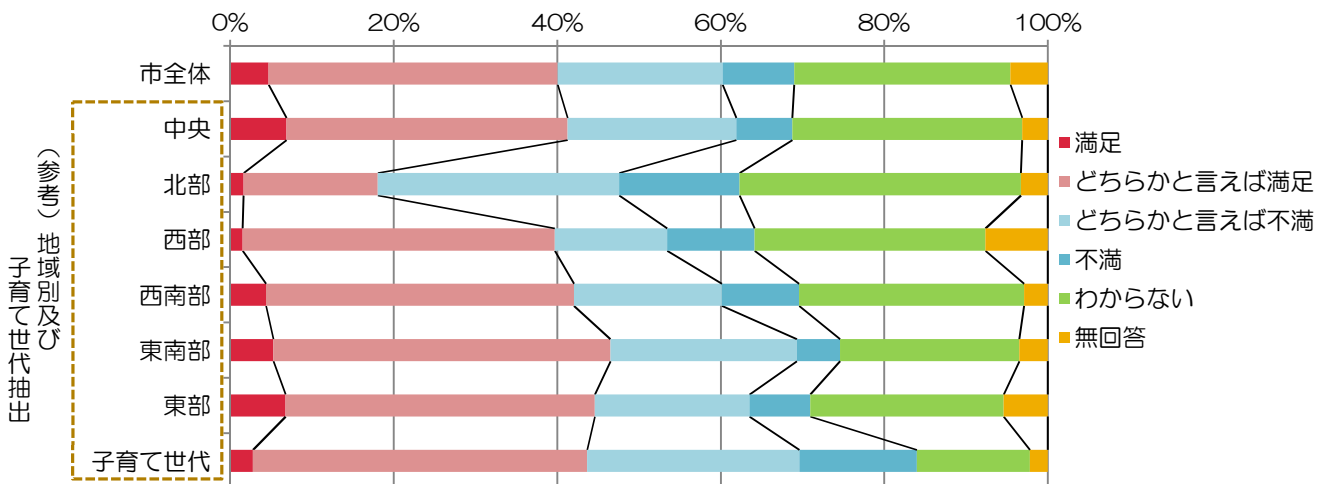
大規模な公園



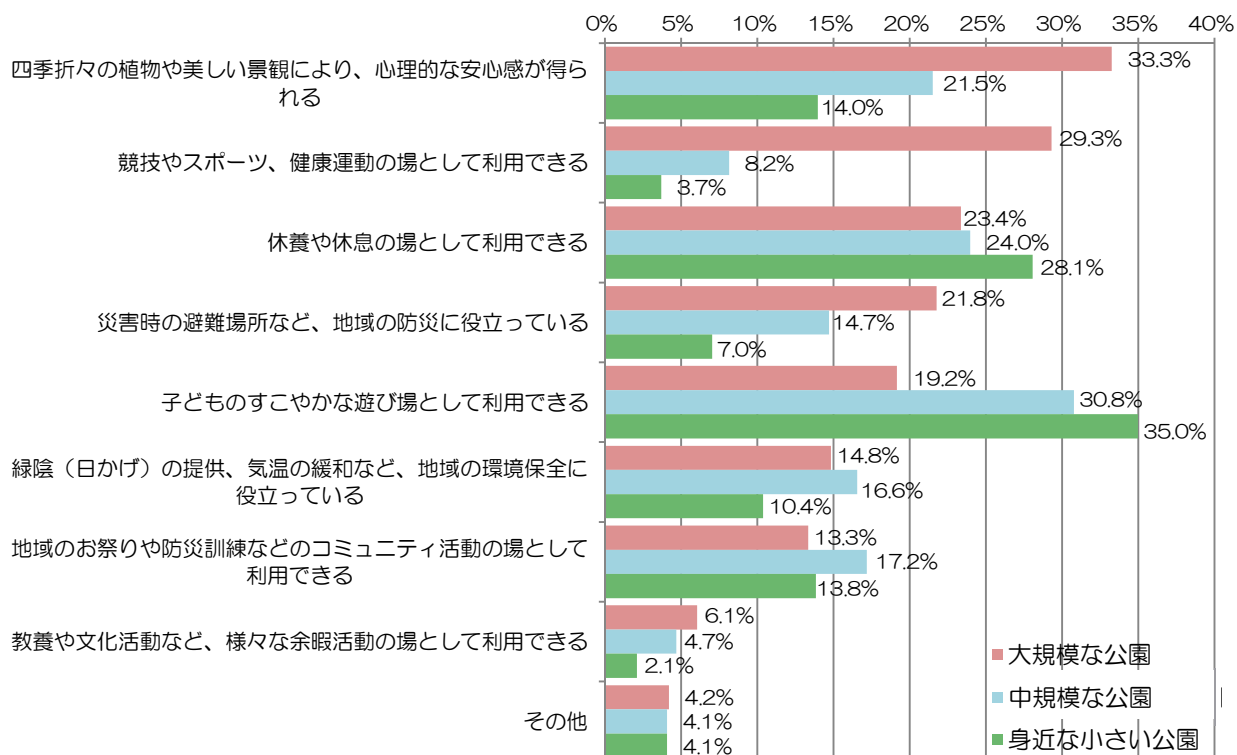
中規模な公園



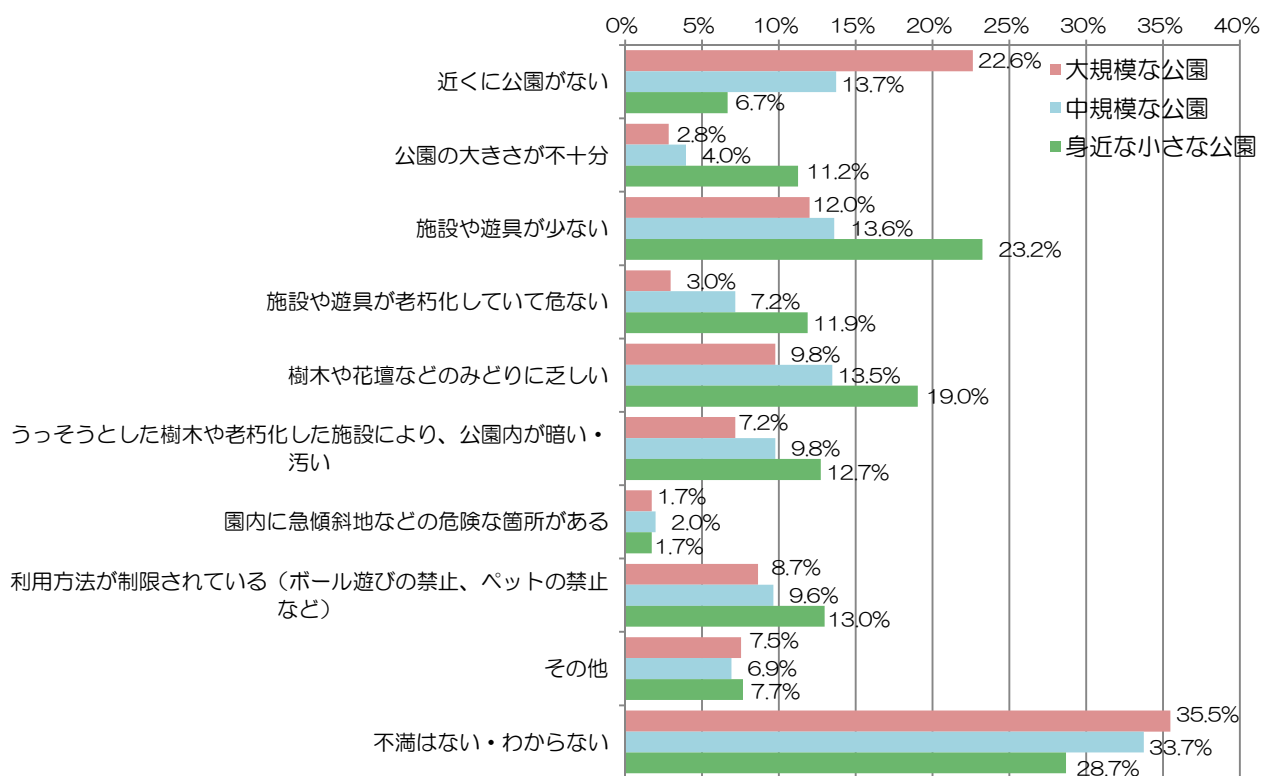
身近な小さな公園



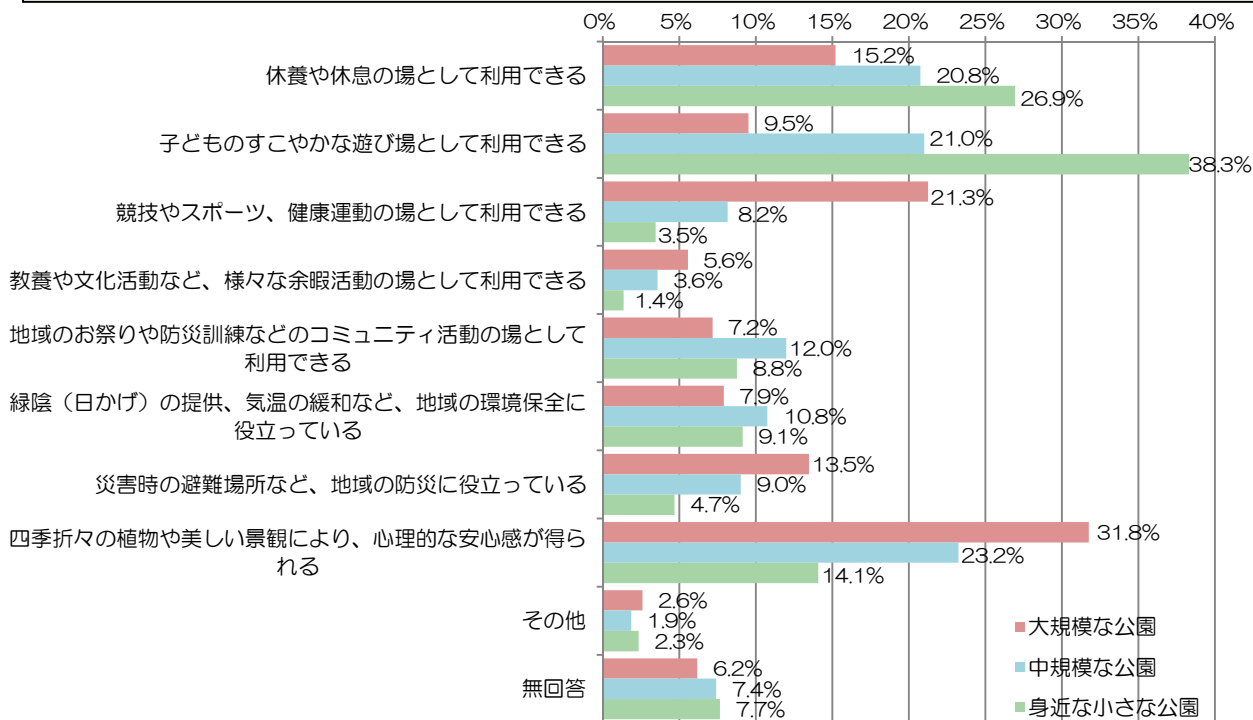
M12：満足度で「満足」、「どちらかと言えば満足」と回答した理由について（選択は3つまで）



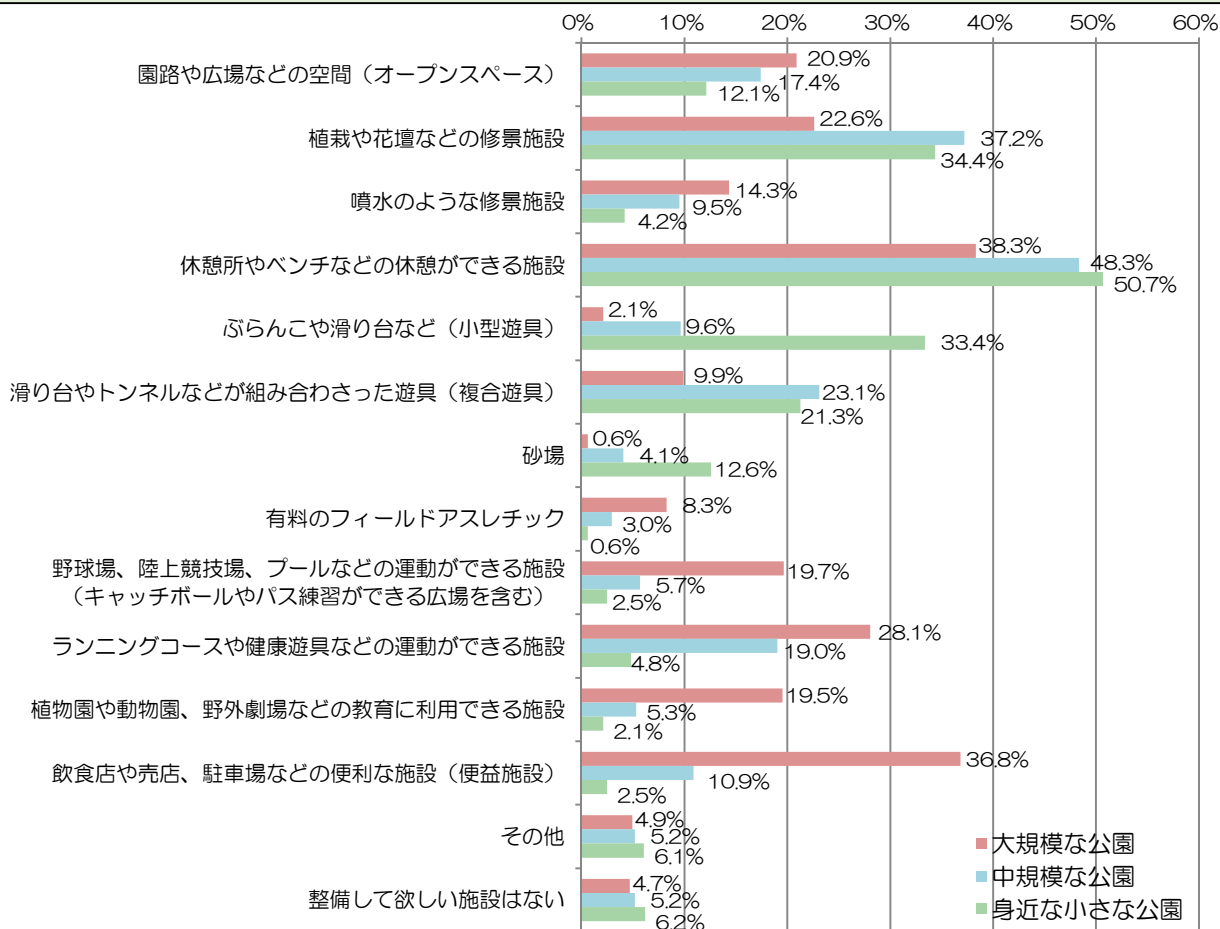
M13：不満があれば、不満の理由について（選択は3つまで）



M14：市内に特にどのような公園があれば、利用したいと思うか（選択は3つまで）



M15：公園に重点的に整備してほしい施設や設備について（選択は3つまで）



M16：自由記述（一部抜粋）

<p>公園について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木を植えて、木陰をなるべく作って欲しい。 ・ 暗くなるため、木を切って欲しい。 ・ トイレがきれいに清掃されていると利用しやすくて嬉しい。 ・ 使用頻度の少ない構築物は撤去し、その公園で必要とされている構築物を新たに設置すべき。 ・ あまり使われていない公園は災害用の用地にすると良い。 ・ 防災機能の拠点となる役割は大きいと思う。整備はその点を第一に考えて行うべき。 ・ 八王子市の魅力の1つである“自然”を感じられるような魅力ある公園づくりを実現してほしい。市外からも憩いの場所として来て頂けると良い。 ・ 観光客も集まるような自然豊かで、にぎやかな（売店・飲食店も充実した）公園があると良い。 ・ 八王子駅のそばに大規模な多目的に活用できる子どもにもやさしい公園があればと思う。 ・ 八王子駅や京王八王子駅近くにもっと大きな公園ができればいい。 ・ 小さい子どもがいると、特に身近な小さい公園がとても助かる。外観等は気にしないので管理がしやすく、子ども達を遊ばせたいと思う公園づくりをして頂けたら嬉しい。
<p>緑地の保全について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩丘陵などの市内に残された貴重な緑をできる限り保全してほしい。 ・ 山や雑木林は定期的な手入れが必要で、ボランティアの協力を頼むといいと思う。 ・ 八王子は丘陵の土地利用がすすんでいるので、丘陵斜面の緑地を確保する施策が欲しい。
<p>市内のみどりについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四季の花が咲く街に住みたい。 ・ 街中にもっと緑や花があると良い。 ・ 緑が多いとその分、樹木の老朽化や雑草も増える。管理をその地域の人たちが自分の庭と思い、手入れなどが積極的にできる雰囲気作りが必要。 ・ 木が多すぎるため、落葉が多い。木をある程度切りたおし、少なくした方が良い。多すぎる木々を、私たちの子ども世代が全て管理していくのは現実的ではない。 ・ 税金や人が足りないならお金を生み出す方法を考え、まわして行ける方法を作るべき。



(2) 子育て世代の意識

自然体験活動に関するアンケート調査

1. 調査概要

調査対象：八王子市又は近隣市在住で小学生の子を持つ保護者

調査期間：平成30年（2018年）11月17日～18日

対象者数：65人

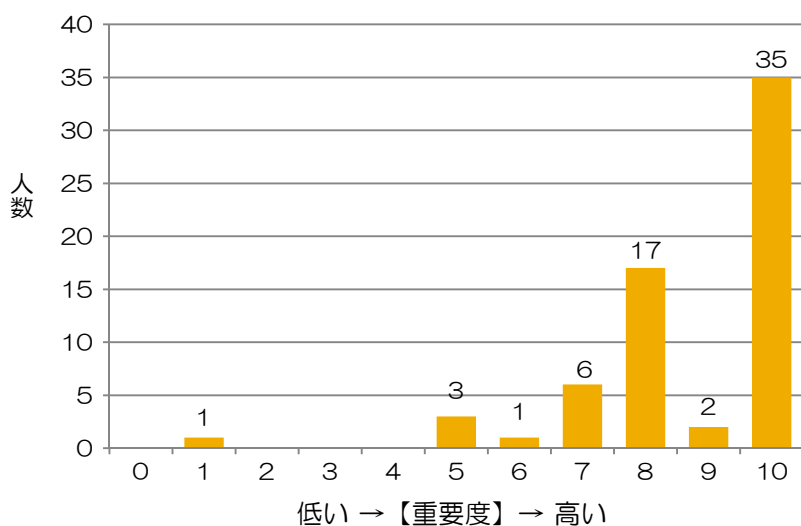
調査方法：いちよう祭りで実施したイベントへの参加者に直接依頼

回収結果：65人（回収率：100%）

2. 調査結果（一部抜粋）

※小数点以下の処理により、合計が100%にならない場合があります。

子どもにとって“自然とのふれあいを重視した体験教育”がどれくらい重要だと思うか（1つ選択）



自然体験の重要性について、多くの保護者が、「重要性が高い」との認識でした。

また、自然体験の重要性が高いと認識している保護者は、実際に子どもに自然体験を多く経験させている傾向がありました。

今後、子どもに体験させたい“自然とふれあう活動”は何ですか（選択は3つまで）

体験内容	回答数	割合 (%)
芋ほり、稲刈りなどの農業体験	44	23.4
川遊び	40	21.3
生きものの観察や虫取り	31	16.5
花や木を育てる活動	26	13.8
木材クラフト作り	17	9.0
里山の手入れ体験	16	8.5
公園の落ち葉掃きや清掃	13	6.9
特になし	1	0.5
その他	0	0

今後、子どもに体験させたい自然活動について、芋ほりや稲刈りなどの農業体験と川遊びが多い回答となりました。



(3) 活動している市民の意識

環境市民会議向けアンケート調査

1. 調査概要

調査対象：環境市民会議の参加者

調査期間：平成30年（2018年）11月16日～平成31年（2019年）1月26日

対象者数：63人

調査方法：地域ごとに開催される環境市民会議へ出向き、直接依頼。

回収結果：63人（回収率：100%）

2. 調査結果（一部抜粋）

※小数点以下の処理により、合計が100%にならない場合があります。

環境市民会議に参加するようになったきっかけ（選択は2つまで）

理由	回答数	割合（%）
地域の為に役立ちたかったから	34	29.8
興味のある活動があったから	23	20.2
能力、経験を活かせるから	15	13.2
人から勧められたから	12	10.5
地域と交流がしたかったから	10	8.8
余暇を有意義に過ごすため	9	7.9
未経験のことにチャレンジするため	4	3.5
身体を動かしたいから	4	3.5
その他	3	2.6
職場での付き合いがあったから	0	0

環境市民会議に参加するようになったきっかけについて、地域の為に役立ちたかったからの回答が最も多くなりました。

環境市民会議で活動するやりがいや魅力（自由記述）

【地域貢献】

- ・市民への普及啓発ができるから
- ・市民から感謝の言葉があるとき

【学校との関わり】

- ・活動を通じて環境教育に寄与できる
- ・子どもと関わる機会ができる

【交流】

- ・交流・生きがいの場となっている
- ・同じ関心事がある人と意見交換できる
- ・様々な体験をした人と交流できる

【その他】

- ・活動の成果が見える
- ・地域環境の豊かさに触れることができる
- ・自然と接する機会が増える



(4) パブリックコメント

八王子市みどりの基本計画（素案）に対し、広く市民のご意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

1. パブリックコメントの実施概要

(1) 実施概要

- ・実施期間：令和元年（2019年）12月15日（日）～令和2年（2020年）1月20日（月）
- ・周知方法：広報はちおうじ（令和元年12月15日号）、市ホームページ
- ・資料配布：市役所（環境保全課、市政資料室）、各事務所、各市民センター、各図書館
市ホームページ
- ・提出方法：直接、郵送、ファックス、Eメール

2. 意見の概要

(1) 意見の提出状況

- ・提出者数：30名
- ・意見数：61件

(2) 意見の分類

分類	意見数
① 計画全般に関すること	2件
② 計画の記載方法に関すること	4件
③ 計画の目標に関すること	3件
④ 具体的な市の取組に関すること	42件
(1) 八王子駅南口集いの拠点整備に関すること	3件
(2) 公園に関すること	2件
(3) まちなか緑化事業に関すること	2件
(4) 里山に関すること	7件
(5) 河川に関すること	1件
(6) 森林に関すること	1件
(7) 環境教育に関すること	2件
(8) 人材育成に関すること	1件
(9) 情報発信・周知啓発に関すること	2件
(10) 協働・連携に関すること	5件
(11) みどりの活用に関すること	3件
(12) みどりの量の確保に関すること	6件
(13) 生物多様性に関すること	7件
⑤ 地域別の方針について	3件
⑥ その他	7件
合計	61件



4 みどりの基本計画の改定過程

【八王子市みどりの基本計画庁内検討会】

みどりの基本計画を改定するにあたり、庁内のみどりに関連する部署による検討会を実施しました。参加所管は以下のとおりです。

所管名
環境保全課、環境政策課、公園課、農林課、水環境整備課 市街地整備課、土地利用計画課、路政課、防災課

【八王子市みどりの基本計画策定検討懇談会】

みどりの基本計画を改定するにあたり、具体的な施策や取組に関して市民や多様な関係団体から意見や助言を聴取し、反映するため、策定検討懇談会を実施しました。

八王子市みどりの基本計画策定検討懇談会参加者名簿（敬称略）

部門	氏名	所属	備考
学識者	沼田 真也	東京都立大学（首都大学東京）教授 都市環境科学研究科 観光科学域	座長
	市古 太郎	東京都立大学（首都大学東京）教授 都市環境科学研究科 都市システム科学域	
	阿部 伸太	東京農業大学 准教授 地域環境科学部 造園科学科	副座長
市民代表	町野 いこひ	公募市民	
	大久保 徹	公募市民	
	城所 幸子	宇津貫みどりの会 会長	
	田所 喬	NPO フュージョン長池 理事長	
事業者	小野 弘人	一般財団法人 セブンイレブン記念財団 地域活動支援事業マネジャー	
	竹下 博士	佐川急便株式会社 東京本社 CSR推進部 環境課 課長	
	藤原 啓二	八王子市農業協同組合本店 指導経済部 地域振興課 課長	
行政	米田 剛行	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 課長	
	竹内 高広	東京都多摩環境事務所	～平成31年3月
	上中 章雄	自然環境課 課長	平成31年4月～
	志村 亮介	八王子市教育委員会 学校教育部	～平成31年3月
	木村 一史	指導課 指導主事	平成31年4月～



～ 計画書策定への思いから、これからの10年に向けて ～

懇談会のメンバーより、八王子市のこれからの10年に向けて、メッセージをいただきました。



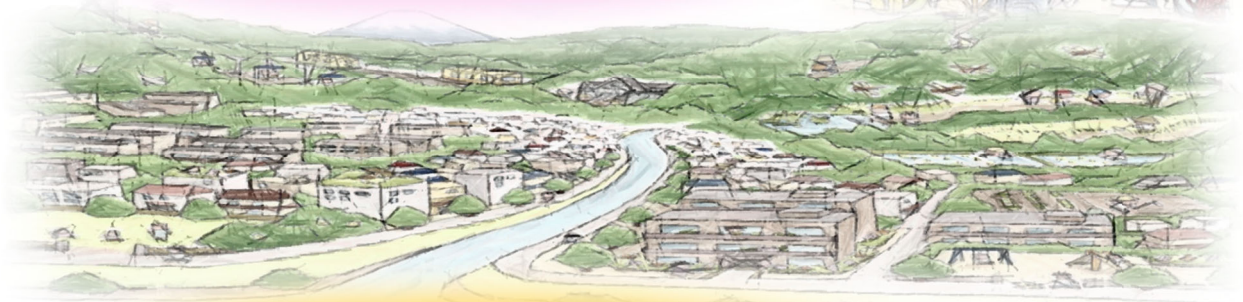
自然と共に生きてきた先人の知恵を学び
伝えたい。 宇津貫みどりの会 城所 幸子



— 自分事として、みんなで —
未来へ向かってみどりを守り育てていきましょう。
NPOフュージョン長池 田所 喬

この計画書を読んで、緑について考えてみてください。
公募市民 大久保 徹

里山の生態系が持続可能でありますように。
これが八王子の発展だと思います。
公募市民 町野 いこひ



八王子の緑が人と人をつなぐコミュニティの場となしてほしい。
セブンイレブン記念財団 小野 弘人



人と自然が共生する美しい里山を、次代へと継承していきたい。
佐川急便㈱ 竹下 博士

八王子市が豊かで住みやすく魅力の溢れるまちに
なればと願います。 八王子農協 藤原 啓二

様々な世代が利用し、大事にされるみどりで
あってほしい。 首都大学東京 沼田 真也

絹の道からの田園息づくファッション・文化都市、
暮らしの舞台としての緑へ 東京農業大学 阿部 伸太

緑は防災減災資源とリスクの二面性があります。
市民協働による緑のまちづくりを期待しています。
首都大学東京 市古 太郎



【八王子市環境審議会】

八王子市環境審議会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	分野	所属等
	荒井 康裕	学識者	東京都立大学（首都大学東京） 准教授
会長	奥 真美	学識者	東京都立大学（首都大学東京） 教授
	櫻井 達也	学識者	明星大学 准教授
	中島 裕輔	学識者	工学院大学 教授
	西川 可穂子	学識者	中央大学 教授
	沼田 真也	学識者	東京都立大学（首都大学東京） 教授
	鷲谷 いづみ	学識者	中央大学 教授
	荒井 富雄	市民	八王子市町会自治会連合会 副会長
	大竹 邦江	市民	環境カウンセラー
副会長	千明 武紀	市民	NPO 法人緑サポート八王子 理事長
	池田 ヒロミ	事業者	八王子商工会議所 女性経営者の会シルクレイズ副会長
	大久保 雅司	事業者	八王子商工会議所環境委員会 副委員長
	上村 邦彦	事業者	東京都資源回収事業協同組合 八王子支部長
	荒井 和誠	行政	東京都環境局多摩環境事務所 廃棄物対策課長
	横田 信博	行政	東京都地球温暖化防止活動推進センター センター長



八王子市環境審議会答申

令和元年（2019年）11月7日

八王子市長 石森 孝志 殿

八王子市環境審議会
会長 奥 真美

八王子市みどりの基本計画の改定について（答申）

平成31年（2019年）3月26日付30八環環発第694号をもって諮問のありましたこのことについて、本審議会では現行計画での取組み、近年の社会情勢の変化、法令改正等に伴うみどりを取巻く諸状況を踏まえ詳細に検討するとともに、市民に分かりやすい計画づくりを目指し審議してきたところです。

このたび、下記の意見をまとめましたので、答申します。

記

1 みどりの多面的機能を活かした新たな課題への対応

現行計画が策定されてからの10年間で、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化といった社会状況の変化に加え、深刻な被害をもたらす自然災害が頻発するなど私たちを取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした新たな課題の解決にあたっては、みどりが持つ多面的機能を活かしていくことが効果的であることから、それらを踏まえた計画内容の見直しを行うこと。

2 国内外の動向を踏まえた計画

2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の実現という国際的潮流を踏まえるとともに、都市緑地法等の改正や国・都が推進するグリーンインフラの取組みなどを加えた計画内容の見直しを行うこと。

3 市民等にわかりやすい計画

本計画の推進にあたっては、市民や事業者などの深い理解を得て連携を図っていくことが不可欠であるため、イラスト、コラム、用語解説などを活用して、より分かりやすい計画となるよう工夫すること。

4 市民等の意見の反映

アンケートや市民等を交えた会議、パブリックコメントの実施などにより、広く市民等の意見を聴取する機会を設けたうえで、得られた意見を踏まえた内容を、適切に反映すること。



【改定スケジュール】

年度	月	内容			
平成 29 年度 (2017 年度)	12	検討開始	庁内検討会①		
	1		庁内検討会②		
	2				
	3				
平成 30 年度 (2018 年度)	4		環境調整委員会①		
	5		環境審議会①		
	6				
	7	庁内検討会③	懇談会①		
	8				
	9				
	10	↓	庁内検討会④	懇談会②	
	11	保護者向け アンケート			
	12	環境市民会議 アンケート			
	1		庁内検討会⑤	環境調整委員会②	
	2	市民アンケート		環境審議会②	
	3		→ 諮問		
平成 31 年度 令和 元 年度 (2019 年度)	4				
	5		庁内検討会⑥		
	6		懇談会④		
	7	庁内検討会⑦	懇談会⑤	環境審議会③	
	8				
	9			環境調整委員会③	
	10		庁内検討会⑧	懇談会⑥	環境審議会④
	11		← 答申	環境審議会⑤	
	12	パブリックコメント			
	1	↓			
	2			懇談会⑦	環境調整委員会④
	3	計画の改定		環境審議会⑥	



5 用語集

アルファベット

CSR（シーエスアール）

Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略。収益の維持及び法令遵守だけでなく、適正な雇用や労働条件、消費者への対応、環境への配慮、地域社会への貢献など、企業が活動の基盤とする社会とのかかわりにおいて負う責任のことです。

CSV（シーエスバイ）

Creating Shared Value（共通価値の創造）の略。企業の経営理念の一つで、企業の本業を通じた、利益の追求と社会的課題の解決（=社会貢献）の両立を目指すことです。CSRよりも直接的に課題の解決を図ることで、企業の価値の向上を目指すものです。

NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。

QOL（キューオーエル）

Quality Of Life（生活の質、人生の質）の略。物質的だけでなく精神的な豊かさを含む生活の質のことです。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者のコミュニケーションを可能にしています。（総務省HPより）

ア行

アドプト

市民や事業者などが、地域の道路や公園などの公共施設を自分たちで定期的に清掃するボランティア制度のことです。市では、町会・自治会、市民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを行う、公共施設アドプト制度を制定しています。

エコロジカルネットワーク

生きものの生息・生育環境として重要な空間が、小規模な緑地や河川などでつながった有機的なネットワークのことです。

江戸のみどり登録緑地

一定割合以上の在来種を植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる民間建築物等の敷地内の緑地を東京都が登録・公表する制度のことです。

屋上緑化

建築物などの屋上に植物を植えて緑化することです。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減などの効果があります。

カ行

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主に街区に居住する人の利用を目的とする公園のことです。1箇所あたり面積0.25haを標準として設置されます。

外来種

意図的・非意図的を問わず人為的に、本来の生息地の外へ移動させることにより、その生き物が有する能力で移動できる範囲外に生育又は生息する生物種のことです。

海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多いですが、国内間であっても、もともといなかった地域に持ち込まれた場合は外来種となります。



かまどベンチ

災害発生時に座面を取り外すことで、かまどとして炊き出しなどに用いることができるベンチのことです。防災かまどベンチとも言います。

環境市民会議

市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者の方々によって自発的に環境保全活動を実践する組織です。平成14年7月に設立されました。

近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏近郊において無秩序な市街地化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的に指定される区域のことです。

近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園のことです。1箇所あたり面積2haを標準として設置されます。

グリーンマッチング八王子制度

緑地の維持管理を希望する土地所有者と、緑地で活動したいという保全団体と市が連携して斜面緑地保全地域を適正管理していく制度のことです。

国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するなどのために指定された自然公園のことです。自然公園法に基づき国が指定し、都道府県が管理します。

サ行

在来種選定ガイドライン

東京都が作成したガイドライン（植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～）のことです。生物多様性の保全のため、在来種に配慮した緑化誘導を行う際の、植栽植物の分類や選び方を示しています。

里山

人里の近くにあり、従来、林産物栽培や有機肥料、薪や炭の生産などのために利用されていた人との関わりの深い森林のことです。主に谷戸の田んぼや畑を中心に、ため池や用水路、雑木林などで構成されています。

里山サポーター

里山の再生を担う人材の発掘・育成のため、市が開催する里山サポーター育成講座において認定した人のことです。

サードプレイス

自宅（ファーストプレイス）や職場・学校（セカンドプレイス）と異なる居心地の良い第3の居場所のことです。

市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街化している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域のことです。

市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制する区域のことです。

自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園です。（東京都HPより）日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園や都道府県が指定する都道府県立自然公園があります。



持続可能な社会

現代世代のニーズを満たしつつも、自然環境の保全や廃棄物の適正な循環などを通じて、将来世代にも継承することができる社会の事です。国の第5次環境基本計画では、『経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」を実現する循環共生型の社会』としています。

児童遊園

本市の「八王子市児童遊園条例」に基づき、児童の健全な遊び場確保などを目的に設置されている広場の事です。

斜面緑地保全区域

本市の「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、良好な自然環境が形成されている丘陵地のみどりについて、市と土地所有者が一定期間協定を結び、民有地のままで保全を図っている区域の事です。

市民緑地認定制度

「都市緑地法」に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

水源かん養

雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。

生産緑地地区

都市計画法の地域地区の一つで、市街化区域内において農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を確保するため指定された農地などの事です。

生物多様性

たくさんの生きものがいて、それらが互いにつながりあっていることです。生物多様性は生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの多様性から成り立っています。

夕行

体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づき、自然体験活動等の体験の機会の場として都道府県知事等（政令指定都市、中核市の場合はその市長）から認定を受けることができる制度です。本市が中核市になったことで平成28年度に、都内初の認定を行いました。

第34回全国都市緑化はちおうじフェア

平成29年9月16日（土）から10月15日（日）の1か月間、富士森公園をメイン会場として行われた全国的なイベントの事です。都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等をはかり、緑豊かな潤いある都市づくりをめざすために行われ、八王子市が第34回目の開催地となりました。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する取組の事です。

多摩産材

東京都内の多摩地域で生育し、生産された木材を一般的に「多摩産材」と呼びます。そのうち、多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことが「多摩産材認証協議会」によって地産証明されたものが「認定材」となります。

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

首都圏を南北に縦断する多摩丘陵・三浦丘陵を中心とした広域的な緑のネットワーク化を図るため、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が設置されています。同会議には、八王子市を含め、13自治体が参画しており、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に検討することを目的としています。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園の事です。1箇所当たり面積4haを標準として設置されます。



地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組のことで、食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながります。（農林水産省HPより）

地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガス）の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。

天然記念物

学術上貴重で我が国の自然を記念するものです。東京都指定の「高尾山のスギ並木」や八王子市指定の「甲州街道イチョウ並木」などがあります。

東京都保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを都民の財産として残していくため、保全地域に指定するものです。保全地域には「自然環境保全地域」、「森林環境保全地域」、「里山保全地域」、「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」の5種類があり、本市には「里山保全地域」と「緑地保全地域」が計14か所指定されています。

特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、及ぼす恐れがあるものの中から国により指定された生きもののことです。指定されると飼養、保管、運搬などの行為が規制対象となります。

特定生産緑地

生産緑地地区を特定生産緑地に指定することで、買取り申出が可能となる期日（都市計画決定から30年経過後）が10年間延長され、税制上の特例措置が引き続き受けられる制度のことで、

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域です。

都市公園

都市公園法に基づき、国や地方公共団体が設置した公園や緑地のことです。緩衝緑地緑道、墓園なども含まれます。

都市計画公園・緑地の整備方針

公園・緑地の計画的な整備を促進するため、優先的に事業を進める優先整備区域などを定めた東京都と区市町が合同で作成した方針のことで、

都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、昭和48年に制定された旧・都市緑地保全法が平成16年の法改正により改称したものです。都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定などについて規定しています。

ナ行

農家開設型農園

農業体験農園や農家直営農園といった農家及び農地所有者自らが開設・経営する農園のことで、

農地バンク制度

遊休農地の解消に向け、市内の貸付けを希望する遊休農地の情報を集約し、借り手として登録した方へこの情報を提供し、貸借につなげる制度のことで、



八行

ヒートアイランド現象

道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人工排熱の増加により、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

風致地区

都市計画法に基づき、良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を定める制度のことです。

壁面緑化

建築物などの外壁を緑化することです。緑化によって、大気浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。

ペレット

この計画においては、製材の際に発生する廃材や間伐材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことです。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれる、ヨーロッパを中心に広がった遊び場のことです。自然を活かし、身近な素材などで子ども自身が好奇心や想像力を働かせながら遊べる場です。

マ行

まちの広場

都市公園及び児童遊園とは別に、公共空地確保のため、市が管理している広場のことです。

水循環

雨水は、土壌に浸透するか地表面を流れます。土壌に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

水辺の水^{みまも}り制度

地域の人や学校・事業者などが、身近な水辺の保全のために水辺を活用して市民活動（清掃や生物調査・環境学習など）を支援する制度のことです。

緑確保の総合的な方針

樹林地や農地などの既存のみどりを将来に引きついでいくため、望ましいみどりのあり方や確保予定地を示した東京都と区市町村が合同で作成した方針のことです。

みどりのカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、またはそのために設置される、生きた植物を主体とした構造物のことです。壁面緑化の一種です。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材時に発生した枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮や屑などのほか、住宅の解体材、公園や街路樹の剪定枝などがあります。



ヤ行

谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のことです。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

湧水

地下水が崖や谷戸から自然状態で地表に流れ出たもののことです。

遊休農地

農地法において、「①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）」と定義される農地のことです。

ラ行

緑化重点地区

都市緑地法に基づき定められる「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

緑地保護地区

本市の「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有地のままで保全を図る緑地のことです。

緑化地域

都市緑地法に基づき、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度で、都市計画法における地域地区として指定されます。

緑被率

緑の総量を把握する方法の一つで、航空写真などによって上空から見たときの緑に覆われている面積割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどりなどが含まれます。

緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のことです。既にコミュニティの形成がなされている市街地において、土地所有者などの全員の合意によるもの（45条協定）と開発事業者が分譲前に定めるもの（54条協定）の2種類があります。

